

滋賀県立病院の経営形態のあり方検討専門部会設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例第4条第3項に規定する機関に関する規程（平成25年滋賀県病院事業庁規程第10号）第4条の規定に基づき、滋賀県立病院経営協議会に、滋賀県立病院の経営形態のあり方検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、滋賀県立病院の経営形態のあり方について検討し、経営協議会に提言等を行う。

(組織)

第3条 部会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、医療関係者、その他必要と認められる者のうちから、病院事業庁長が委嘱する。

3 委員の任期は、病院事業庁長が定める。

(会長)

第4条 部会に部会長1人を置き、委員の互選とする。

2 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、病院事業庁経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

滋賀県立病院の経営形態のあり方検討専門部会委員名簿

令和4年5月26日現在

氏名	所属および職名	備考
イセキ トモトシ 伊関 友伸	城西大学経営学部教授	
オイムラ サトコ 老邑 智子	令和3年度県政モニター	
カネコ タカアキ 金子 隆昭	滋賀県県病院協会 会長 彦根市病院事業管理者 彦根市立病院長	経営協議会委員
サトウ ヨウコ 佐藤 陽子	公認会計士	経営協議会委員
ツジカワ トモユキ 辻川 知之	地方独立行政法人 公立甲賀病院 理事長	
ヒロハラ ケイコ 廣原 恵子	滋賀県看護協会 会長	経営協議会委員

※氏名は50音順